

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法特別演習	趙元濟	2必	前期	2

■講義内容■

演習の主たる内容は、行政事件訴訟法である。本授業の主たる目的は、行政事件訴訟法の理解にある。ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成22年3月13日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通の到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、以下の順に従って行うことになるが、演習の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<科目の内容>

- 第1回 行政救済法の概要
- 第2回 行政上の不服申立制度の運用能力
- 第3回 取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格
- 第4回 取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格
- 第5回 取消訴訟の訴訟手続的要件
- 第6回 取消訴訟の本案審理
- 第7回 取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度
- 第8回 無効等確認訴訟と不作為違法確認訴訟
- 第9回 義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済
- 第10回 義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済
- 第11回 公法上の当事者訴訟の運用能力
- 第12回 国家賠償法に基づく損害賠償請求に関する検討能力
- 第13回 国家賠償法に基づく損害賠償請求に関する検討能力
- 第14回 損失補償請求権の検討能力
- 第15回 定期試験

<基本テキスト>

授業中、適宜に指示するが、基本的には、各人に最も合うテキストを選択されたい。

<参考文献>

授業中、適宜に指示する。

<判例集>

判例百選などを読むのもよいが、判決全文を直接読むことが望ましい。